

# 民間活力を活用した河川内樹木伐採の推進 [2020/05/21 中国地方整備局 河川部]

## ◆趣旨(案)

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく減災の取組の一環として、流域全体・官民連携での「河川内樹木伐採の推進」により、河川の流下能力維持を図るとともに、河川産物の地域利用促進、建設発生木材の排出量削減の一助とする。

## ◆手法(案)

現在実施している公募伐採をより推進していくための課題である「事業者等が必要とする木質バイオマスの安定供給」を可能とすべく、マッチング調整に必要となる地域内の河川内樹木等木質バイオマスの供給と需要に関する情報を共有・提供するプラットフォーム(PF)を設置し、マッチング調整の円滑化、公募伐採の推進を図る。

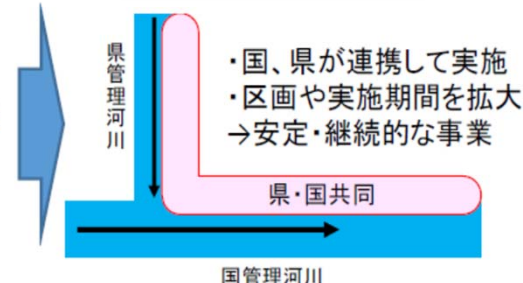
## 【企業ニーズを踏まえた柔軟な対応】

- 伐採する範囲や期間について、企業側のニーズを踏まえて柔軟に設定。安定して継続的な事業ができる環境を整えることで、民間企業による樹木伐採を推進する。

### ● 従来の公募伐採



### ● 企業ニーズを踏まえ伐採



企業ニーズに対応した公募規模の見直し例

## ◆調整状況

【R元年8月～R2年3月】

- 「局長・知事市長懇談会」, 「土木部長会議」, 「河川課長会議」, 「建設副産物対策連絡委員会」, 「地方公共団体建設技術試験研究機関連絡協議会」などの場を活用して、中国地方5県2市に横断的な呼掛けを実施。
- 民間事業者等の意見聴取中(鳥取県倉吉市, 島根県益田市・江津市・美郷町, 岡山県真庭市, 広島県広島市等)
- 流域市町村への呼掛け(各水系減災協議会, その他)

## ◆今後の予定

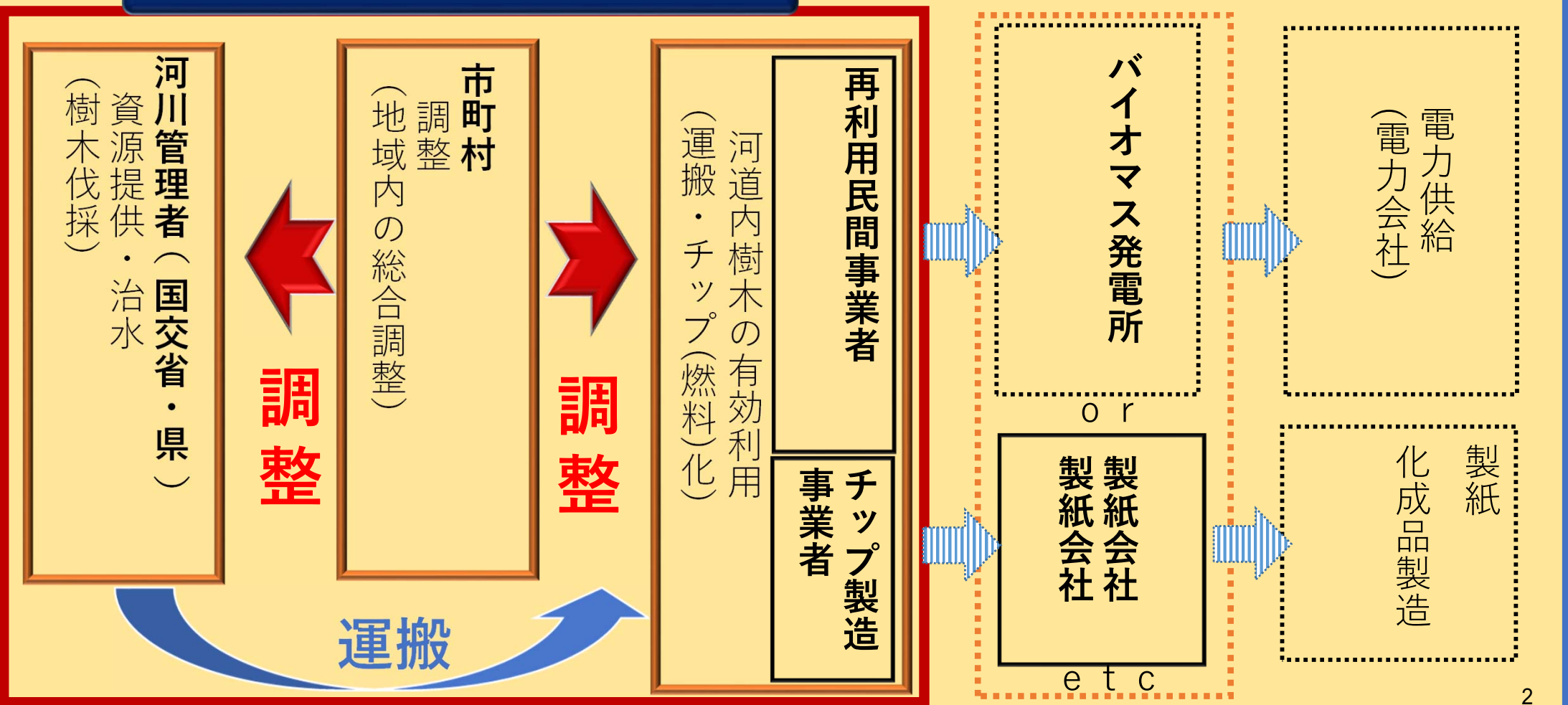
- 江の川下流域(島根県内)において、国(河川部・事務所)・県・市、バイオマス発電燃料供給事業者(島根県素材流通共同組合)による勉強会を、令和2年2月3日に開催。(5月以降に第2回を予定)
- 次年度に、PF設立準備会開催・PF設立、次年度公募開始を目指して調整を図る予定。
- 同様に、他地域へも横展開を図る方針。

# 官民協働の事業スキームによる河道内樹木の有効利用

## 【検討中のビジネスモデル例】

- 取組を推進するにあたり地域が抱く心配事等を地公体が調整役となり、地域と河川管理者及び関係事業者等がWin-Winの関係となるような、官民協働の事業スキームによる河道内樹木の有効利用を検討
- 木質バイオマスを扱う事業者等と河川管理者が連携し、河道内樹木を資源活用するビジネスモデルを検討

### 木質バイオマス活用PF





# 中国地方(小田川)発!! 樹木の再繁茂を抑制する河川空間利用の促進

- 小田川の河川敷では、延長約10km、面積約50haが牧草地として利用され、樹木の再繁茂を抑制している。その他にも、市民活動を含め河川敷の更なる利用拡大も図られようとしている。
- 中国地方整備局は、小田川での取り組みを中国地方整備局が管理する全河川において展開し、牧草地や公園などの河川敷の利用を拡大して「防災・減災・国土強靱化のための緊急3か年対策」として実施している樹木伐採後の再繁茂抑制などに役立てていく。
- 地域のニーズを踏まえて河川敷の利用拡大を図っていくために、「大規模氾濫時の減災対策協議会」などを通じて関係市町村と情報交換を行うとともに、ニーズを掘り起こすための公募を実施する。

## ■小田川における牧草地としての河川利用の現状



## ■河川敷利用・占用拡大の取組み

- 「大規模氾濫時の減災対策協議会」などを通じて関係市町村と情報交換
- ニーズを掘り起こすための公募
- 小田川のみならず、中国地方整備局が管理する全河川において展開を図る。



# 公募実施



## お知らせ

記者発表資料 令和元年 10 月 25 日

### ■同時発表先

合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

## 樹木の再繁茂抑制に資する河川空間の利用者を募集します。

### ～ 全国初！河川空間の利用者を大募集 ～

中国地方整備局が「防災・減災・国土強靱化のための緊急3か年対策」として実施している河川内の樹木伐採により、新たに多くのオープンスペースが創出されます。創出されたスペースを活用し、河川への親しみや魅力的な地域づくりに繋げるため、利用可能な河川空間を広く地域の方々にお知らせし、新たな利用ニーズを掘り起こすと共に、樹木の再繁茂対策にも役立てるため、試行するものです。

### ○募集スケジュール等

- ・ 応募締切 令和2年1月24日（金）
- ・ 選定通知 令和2年2月14日（金）以降
- ・ 河川法申請手続き 令和2年2月末まで
- ・ 利用期間 令和2年4月以降の標準1年間（1年未満の利用応募を妨げない）

○募集する利用用途は、公園や運動場、河川教育・学習広場といった利用のほか、牧草採草地などを想定しており、最も公益性の高いと判断した利用者を選定します。

選定した者に河川空間を活用して頂くと共に、利用に伴う定期的な清掃活動や採草作業などにより再繁茂抑制も図ろうとするものです。

# 公募結果

## 【応募】

2件：高梁川(UAV練習場)  
吉井川(ラジコン飛行場)

- ・ 5/21現在、占用申請に向け事務手続き中。
- ・ 吉井川については、除草費用がネックとして辞退。

## (占用の目的)

樹木の再繁茂抑制(UAV練習場)

## 【市町担当者からの改善提案】

- ・ 公募期間を通年とする。
- ・ 実例や想定される利用形態や利用主体を具体的に提示
- ・ 承認、許可などの簡素化
- ・ 河川管理者が利用箇所への進入路等整備

## 【R2年度の予定】

- ・ 事務所、市町、応募者等から寄せられた意見を踏まえ、見直し、公募を実施。